

第65回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

第65回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	11
連結計算書類	25
連結監査報告書	27
計算書類	29
監査報告書	31

開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテル メトロポリタン エドモント
3階「千鳥」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役4名選任の件

株主各位

証券コード 6870
(発送日) 2026年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月5日

東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
日本フェンオール株式会社
代表取締役社長 中野 誉将

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fenwal.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、トップページのニュース一覧 または、トップページ上部のメニューより、「投資家向け情報」「IRライブラリ」「株主総会」の順にお進みいただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6870/teiiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 ホテル メトロポリタン エドモント 3階「千鳥」の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第65期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件
4 議決権行使につ いてのご案内	(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご 表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着 するようご返送ください。 (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、後述の「イン ターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年3 月26日（木曜日）午後5時30分までに行行使してください。 (3) インターネットおよび書面の両方で議決権行使をされた場合は、 インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされ た場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱い いたします。 (4) 賛否等の記載がない議決権行使書の取扱い 議決権行使書において、各議案に対する賛否表示がない場合は、 賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトに、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



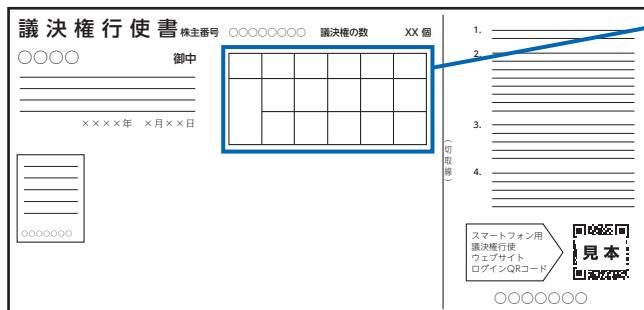
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年3月27日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月26日(木曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月26日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



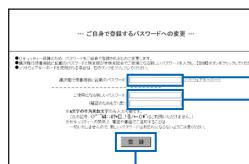
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する継続的で安定的な利益還元を経営上の重要施策に位置づけており、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保を考慮し、可能な範囲で積極的な利益還元を実施していく方針としております。

上記方針に基づき、第65期の年間配当金（中間配当金37円含む）は1株当たり76円とし、期末配当金につきましては、1株当たり39円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金39円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は220,784,967円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月30日といたしたいと存じます。

取締役全員4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

中野 誉将 (なかの よしのぶ)

再任



生年月日

1968年6月15日

所有する当社の株式数

29,100株

取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年3月 三信電気(株)入社
 2000年6月 当社入社
 2007年6月 当社総務部長
 2017年3月 当社執行役員
 管理統括部長
 2019年3月 当社サーマル営業統括部 副統括部長
 2019年10月 当社サーマル営業統括部長
 2021年2月 当社PWBA統括部長
 2021年3月 当社取締役
 2022年7月 当社SSP営業統括部長
 2022年7月 当社代表取締役社長（現任）
 2022年10月 当社営業統括部長
 2023年3月 (株)シバウラ防災製作所 取締役

取締役候補者とした理由

中野誉将氏は、経営実務に関わる豊富な経験と事業活動における実践的な見識を有しており、2022年7月からは社長として、前例に囚われない柔軟な発想で改革に取り組んでまいりました。今後も長期的な事業力強化に向けた施策を推進するにあたり、グループを牽引する中心的な役割を担うとともに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

荻原 紀晃 (おぎわら のりあき)

再任



生年月日

1967年10月21日

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 (株)太陽神戸三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行
2015年 4月 (株)三井住友銀行 目黒法人営業部長
2017年 4月 SMBC日興証券(株)へ出向 事業法人本部 特命部長
2019年 4月 (株)三井住友銀行 池袋法人営業第二部長
2021年 4月 同行 本店法人営業部長
2023年 5月 当社へ出向 執行役員
営業統括部 副統括部長
2023年11月 当社営業本部 副本部長
2024年 3月 当社取締役 (現任)
当社事業戦略本部 本部長 (現任)
(株)シバウラ防災製作所 取締役 (現任)
2025年 7月 当社営業本部本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

荻原紀晃氏は、長年にわたり金融機関での豊富な実務経験と幅広い知見を有しており、2024年3月に当社取締役就任以降、経営体制の強化に向けた新たな施策を推進し実績を積んでまいりました。今後も事業戦略の中心的な役割を担うとともに、取締役会の意思決定および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

上村 真一郎 (うえむら しんいちろう)

再任

社外

独立



生年月日

1971年11月13日

所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任年数
11年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 三井物産(株)入社
1998年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
桃尾・松尾・難波法律事務所 入所
2002年 5月 ニューヨーク大学ロースクールLL.M.修了
2003年 3月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士登録
2006年 1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー (現任)
2015年 3月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

上村真一郎氏は、これまで社外役員以外で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、2015年3月に当社社外取締役就任以降、企業の健全な経営を監督し客観的な視点から助言を行っております。今後も取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、法務的な視点からの有効な助言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

蔭山 潔 (かげやま きよし)

再任 社外



生年月日

1960年12月19日

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

10/10回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
 1988年6月 シカゴ大学経営大学院MBA修了
 2005年6月 (株)三井住友銀行 奈良法人営業部長
 2008年4月 同行 浅草橋法人営業部長
 2011年4月 同行 名古屋法人営業第一部長
 2013年4月 同行 理事 九州法人営業本部長兼福岡法人営業部長
 2015年4月 同行 執行役員
 ホールセール・リテール部門副責任役員
 2017年5月 三井住友カード(株) 常務執行役員
 2019年4月 同社 取締役兼専務執行役員
 2020年4月 同社 代表取締役兼専務執行役員
 2022年4月 同社 代表取締役兼副社長執行役員
 2025年3月 同社 副社長執行役員
 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

蔭山潔氏は、長年にわたり大手金融機関で経営に関与された豊富な経験と幅広い高度な知見を有しており、2025年3月に当社社外取締役に就任以降、企業の健全な経営を監督し客観的な視点から助言を行っております。今後も取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する有効な助言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 上村真一郎、蔭山潔の両氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は上村真一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 3. 当社は、社外取締役との間において、当該社外取締役が職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額限度とする責任限定契約を締結しており、上村真一郎、蔭山潔の両氏の選任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の概要
 当社は保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に同内容にて更新をする予定です。本議案において各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- ②保険料
 保険料は9割を会社負担とし、残りを被保険者負担としております。

以上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、高水準の賃上げが波及する中、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外景気の下振れリスクや地政学的な緊張とともに、物価上昇の継続や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が続きました。

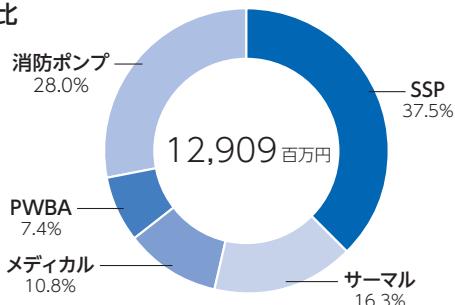
このような環境の中、当社グループの業績につきましては、SSP部門において感知器やガス消火設備の需要増加に加え、サーマル部門の半導体製造装置向け製品や消防ポンプ部門における消防ポンプ積載車の販売が順調に推移したことにより、受注高は前期比で大幅に増加いたしました。また、売上高につきましては、SSP部門における電力等の基幹産業向け大型案件が一巡したことを主因にガス消火設備が減少したものの、サーマル部門および消防ポンプ部門の主力製品が堅調に推移したことにより、前期比で増加いたしました。

以上の結果、受注高は14,098百万円（前期比15.5%増）、売上高は12,909百万円（前期比3.1%増）となりました。

利益面におきましては、売上総利益の増加はあったものの、試験研究費や製品不具合対策費用など販売費および一般管理費が増加したことにより、営業利益は1,056百万円（前期比10.6%減）、経常利益は1,144百万円（前期比15.8%減）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社の清算結了に伴う関係会社清算益や投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等により、1,247百万円（前期比11.8%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

■ 売上高構成比

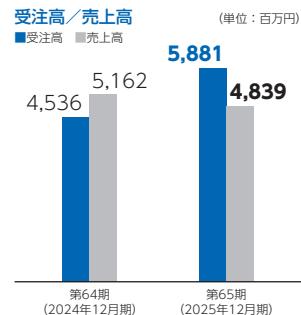


SSP (Safety Security Protection) 部門

受注高 **5,881**百万円 (前期比29.7%増)
売上高 **4,839**百万円 (前期比 6.3%減)

当該部門におきましては、プラント等の特殊環境向け感知器の大型受注があった他、特定顧客や再開発案件向けのガス消火設備等の需要が高まったことにより受注高は増加いたしました。一方、売上高は電力等の基幹産業向けの大型案件が一巡したことにより減少いたしました。

以上の結果、受注高は5,881百万円 (前期比29.7%増)、売上高は4,839百万円 (前期比6.3%減) となりました。

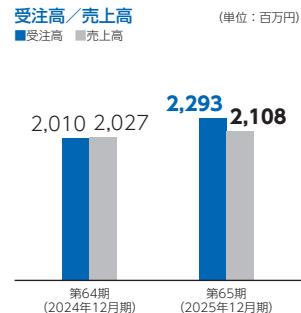


サーマル部門

受注高 **2,293**百万円 (前期比14.1%増)
売上高 **2,108**百万円 (前期比 4.0%増)

当該部門におきましては、回復基調にある半導体市場の需要の高まりに伴い、半導体製造装置向けセンサーが大幅に伸長したことにより受注高は増加いたしました。また、主力製品である熱板およびセンサーともに堅調に推移したことにより売上高も微増いたしました。

以上の結果、受注高は2,293百万円 (前期比14.1%増)、売上高は2,108百万円 (前期比4.0%増) となりました。



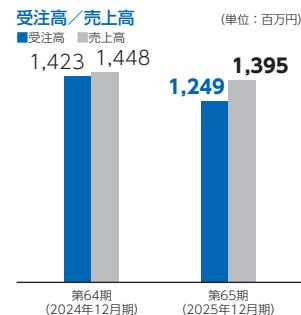
メディカル部門

受注高 **1,249**百万円 (前期比12.2%減)

売上高 **1,395**百万円 (前期比 3.7%減)

当該部門におきましては、人工腎臓透析装置の受託生産終了に向けた調整が進む中、受注高、売上高ともに減少いたしました。

以上の結果、受注高は1,249百万円 (前期比12.2%減)、売上高は1,395百万円 (前期比3.7%減) となりました。



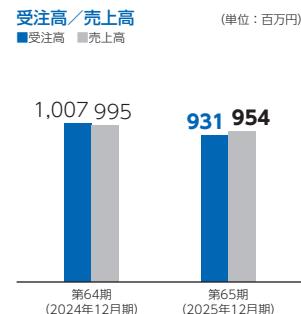
PWBA (Printed Wiring Board Assembly) 部門

受注高 **931**百万円 (前期比 7.5%減)

売上高 **954**百万円 (前期比 4.1%減)

当該部門におきましては、事務機器および産業機器向け製品等の既存取引において需要が減少した影響を受け、受注高・売上高ともに前年を下回る結果となりました。

以上の結果、受注高は931百万円 (前期比7.5%減)、売上高は954百万円 (前期比4.1%減) となりました。



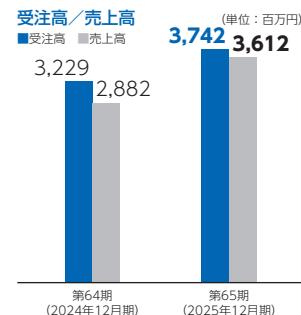
消防ポンプ部門

受注高 **3,742**百万円 (前期比15.9%増)

売上高 **3,612**百万円 (前期比25.3%増)

当該部門におきましては、国や地方自治体向け可搬式消防ポンプおよび消防ポンプ積載車の販売が順調に推移したことから、受注高、売上高ともに大幅に増加いたしました。

以上の結果、受注高は3,742百万円 (前期比15.9%増)、売上高は3,612百万円 (前期比25.3%増) となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は834百万円です、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特筆すべき事項はございません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社長野工場 既存工場の一部建替え
株式会社シバウラ防災製作所 工場の新設

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特筆すべき事項はございません。

③ 資金調達の状況

特筆すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第62期 (2022年12月期)	第63期 (2023年12月期)	第64期 (2024年12月期)	第65期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円) 12,401,100	12,601,302	12,515,938	12,909,850
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 826,571	385,907	1,115,850	1,247,024
1株当たり当期純利益	(円) 147.62	68.83	198.99	222.39
総資産	(千円) 18,813,328	19,075,468	19,521,852	19,228,315
純資産	(千円) 12,312,816	12,680,192	13,585,098	14,607,861
1株当たり純資産額	(円) 2,196.73	2,261.30	2,422.68	2,605.08

(注) 当社は第60期より「役員向け株式交付信託」を導入しております。本信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社シバウラ防災製作所	99,000千円	100.0	消防・防災機器の開発・製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社は、中期経営計画において「基本の徹底」と「変化への挑戦」をスローガンとして掲げ、メーカーとして真摯にモノづくりと向き合うことで新たな価値を創造し、当社の持続的成長と企業価値向上に繋げることを目指しております。

● 事業強化への取り組み

事業ポートフォリオの見直しにより、中核事業である防災および制御機器に経営資源を集中させ、安定的かつ効率的な事業運営により収益基盤の強化を図り、将来の成長に繋げてまいります。

また、資本業務提携先であり広範な顧客基盤を保有する西華産業株式会社とのより一層緊密な関係を構築し、防災事業を中心とした販売領域の拡大を図るとともに、AIの進化と脱炭素社会の実現を背景とした半導体市場のさらなる成長を見据えた製品開発に取り組んでまいります。

● 生産改革の推進

モノづくりにおける市場競争力を高めるための活動として、調達、製造、物流、販売など生産活動における現状の業務プロセスを見える化し、ムリ・ムダ・ムラの排除や時間コストの削減など、あらゆる工程を根本から見直すことで生産性向上と品質改善への取り組みを全社を挙げて推進してまいります。

● 人的資本経営の実践

人財の確保と定着は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や働き方の多様化を背景に多くの企業にとって深刻な社会問題となっており、採用活動の強化はもとより、役職員一人ひとりの能力の最大化を図るための多様な研修やスキルアップのための支援の充実など、成長を実感できる職場環境の実現を目指した人財投資にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

区分	事業内容
SSP部門	火災報知設備、HFC-227ea高速消火システム、爆発抑制装置、二酸化炭素消火設備、スプリンクラー消火設備の開発・製造・販売および同システムの設計・施工・保守およびエンジニアリングサービス
サーマル部門	半導体製造装置用熱板、温度センサー、デジタル温度調節器、恒温恒湿槽用温度調節器、その他温度制御機器等の開発・製造・販売および同システムの設計・サービス
メディカル部門	人工腎臓透析装置および医療機器の開発・設計・製造・サービス
PWBA部門	プリント基板の実装組立、アートワーク設計、ノイズ対策
消防ポンプ部門	消防ポンプ、消防ポンプ積載車、保安ポンプ、全自動消火システム等の消防・防災機器の開発・製造・販売

(6) 主要な事務所および工場（2025年12月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区
	開発	R&Dセンター（東京都八王子市）
	工場	長野工場（長野県安曇野市）
	事務所	R&Dサテライト（東京都八王子市）、 大阪（大阪府中央区）、名古屋（名古屋市天白区） 福岡（福岡府中央区）、安曇野（長野県安曇野市） 仙台（仙台市青葉区）、横浜（横浜市中区） 柏崎（新潟県柏崎市）、札幌（札幌市北区）
株式会社シバウラ防災製作所	本社	長野県安曇野市
	事務所	東京都渋谷区、長野県松本市

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
SSP部門	116名	5名
サーマル部門	30名	△2名
メディカル部門	13名	△4名
PWBA部門	22名	△2名
消防ポンプ部門	52名	△3名
本部	38名	2名
合 計	271名	△4名

(注) 上記使用人数には、嘱託社員 (24名) は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219名	△1名	43.64歳	13.36年

(注) 上記使用人数には、嘱託社員 (22名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	503,568
株式会社八十二銀行	87,400
三井住友信託銀行株式会社	31,980

(注) 株式会社八十二銀行は、2026年1月1日付で株式会社長野銀行と合併し、商号を株式会社八十二長野銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,713,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,893,000株 |
| ③ 株主数 | 2,726名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	1,541	27.22
西華産業株式会社	1,320	23.32
株式会社吉田ディベロプメント	201	3.55
東レ・メディカル株式会社	200	3.53
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	184	3.25
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L.P.	141	2.50
新日本空調株式会社	137	2.43
フェンオール社員持株会	103	1.82
株式会社ナガワ	100	1.77
株式会社ヨコオ	96	1.70

- (注) 1. 当社は、自己株式を231,847株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（231,847株）を除外して計算しております。
なお、自己株式（231,847株）には「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（53,700株）は含めておりません。
3. 2025年6月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDが2025年6月16日現在で1,532,100株（26.00%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野 誉 将	
取 締 役	荻原 紀 晃	事業戦略本部 本部長 営業本部 本部長 (株)シバウラ防災製作所 取締役
取 締 役	上村 真一郎	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー
取 締 役	蔭山 潔	
常勤監査役	高橋 芳 広	
監 査 役	佐久間 清 光	公認会計士さくま会計事務所 代表 監査法人MMPGエーマック 代表社員 (株)Showcase Gig 監査役 プラストリーホールディングス (株) 監査役
監 査 役	田 口 善 之	

- (注) 1. 取締役 上村真一郎、蔭山潔の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 佐久間清光、田口善之の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 上村真一郎、監査役 佐久間清光、田口善之の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 佐久間清光氏は、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において監査業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 田口善之氏は、長年にわたり大手電機メーカーにおいて内部統制業務に携わり、内部監査に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
野口 真有美	2025年3月28日	任期満了	社外取締役 野口公認会計士事務所 所長 (株)コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役/(株)脱炭素化支援機構 監査役/(株)JSP 監査役
赤崎 鉄郎	2025年3月28日	任期満了	社外監査役 (株)ピーバンドットコム 取締役 常勤監査等委員

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしており、保険料は9割を会社負担とし、残りを被保険者負担としております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性・公正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役、独立社外監査役に加え、経営経験豊富な社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても、指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の基本報酬は、月額固定報酬としており、各取締役の役割・責務に応じて決定されます。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、賞与としており、当事業年度の連結営業利益および各人の貢献度等を総合的に判断した上で決定しております。連結営業利益を指標として選定した理由は、当社の中期経営計画における重要な指標の一つであることからであります。当事業年度の連結営業利益は連結損益計算書に記載のとおりです。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬としており、当社で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、同規程に定めるポイント付与日に、役位等に応じて算定される数のポイントを付与し、各取締役が退任時に所定の受益者手続きを行うことにより、付与を受けたポイント数に応じて当社株式または時価相当の金銭で支給されます。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と業績連動報酬、非金銭報酬の割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	47,269	27,600	15,000	4,669	2
監査役 (社外監査役を除く)	9,000	9,000	－	－	1
社外取締役	12,000	12,000	－	－	3
社外監査役	9,300	9,300	－	－	3
合 計	77,569	57,900	15,000	4,669	9

(注) 1. 上表には、2025年3月28日開催第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額192百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の第59回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等である株式報酬制度を導入しております。当該制度において拠出する金銭の上限は10年間で200百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「⑤取締役および監査役の報酬等」における「イ. c. 非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額27.6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
6. 上記のほか、2020年3月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議いただいております。
7. 取締役会は、代表取締役社長 中野誉将に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 上村真一郎氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナーであります。当社と同法律事務所との間には委任契約がありますが、当社からの支払報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

監査役 佐久間清光氏は、公認会計士さくま会計事務所の代表、監査法人MMPGエーマックの代表社員、株式会社Showcase Gigの監査役およびプラストリーホールディングス株式会社の監査役を兼務しております。当社と各事務所等との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況および 社外取締役にて期待する役割に関して行った職務の概要
取締役	上村 真一郎	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から、助言・提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	蔭山 潔	2025年3月に取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会において、豊富な経験と幅広い知見から、助言・提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、必要な助言および提言を行っております。
監査役	佐久間 清光	当事業年度に開催された取締役会13回ならびに監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会および指名・報酬委員会において、豊富な経験に基づき、助言および提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。
監査役	田口 善之	2025年3月に監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回ならびに監査役会10回すべてに出席いたしました。取締役会および指名・報酬委員会において、豊富な経験に基づき、助言および提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人A & Aパートナーズ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	36,300
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記による場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,242,169	流動負債	3,188,031
現金及び預金	4,830,860	支払手形及び買掛金	1,162,109
受取手形及び売掛金	1,360,992	工事未払金	200,045
電子記録債権	1,628,148	1年内返済予定の長期借入金	218,784
完成工事未収入金及び契約資産	929,123	未払法人税等	213,486
製品	1,165,528	契約負債	278,402
仕掛品	408,840	工事損失引当金	74,860
原材料	1,838,266	製品保証引当金	425,129
その他	84,308	解体撤去関連引当金	53,463
貸倒引当金	△3,899	その他	561,750
固定資産	6,986,145	固定負債	1,432,422
有形固定資産	2,196,037	長期借入金	404,164
建物及び構築物	832,339	退職給付に係る負債	241,680
機械装置及び運搬具	166,901	役員株式給付引当金	15,654
土地	433,346	資産除去債務	80,512
建設仮勘定	575,794	繰延税金負債	494,871
その他	187,655	製品改修関連損失引当金	187,323
無形固定資産	672,617	その他	8,215
のれん	579,118	負債合計	4,620,454
ソフトウェア	87,739	純資産の部	
その他	5,759	株主資本	12,700,082
投資その他の資産	4,117,491	資本金	996,600
投資有価証券	3,587,871	資本剰余金	1,460,517
繰延税金資産	86,592	利益剰余金	10,656,665
退職給付に係る資産	307,293	自己株式	△413,700
その他	137,182	その他の包括利益累計額	1,907,779
貸倒引当金	△1,450	その他有価証券評価差額金	1,780,508
資産合計	19,228,315	退職給付に係る調整累計額	127,270
		純資産合計	14,607,861
		負債・純資産合計	19,228,315

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,909,850
売上原価		8,747,207
売上総利益		4,162,642
販売費及び一般管理費		3,105,944
営業利益		1,056,697
営業外収益		
受取利息	14,372	
受取配当金	83,985	
保険配当金	11,023	
受取保険金	3,000	
その他	7,554	119,935
営業外費用		
支払利息	16,952	
為替差損	14,562	
その他	869	32,384
経常利益		1,144,249
特別利益		
投資有価証券売却益	57,508	
関連会社清算益	322,819	
製品改修関連損失引当金戻入額	199,645	
その他	19,200	599,172
特別損失		
解体撤去関連引当金繰入額	53,463	53,463
税金等調整前当期純利益		1,689,958
法人税、住民税及び事業税	399,614	
法人税等調整額	43,319	442,933
当期純利益		1,247,024
親会社株主に帰属する当期純利益		1,247,024

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

日本フェンオール株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 英 樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 脇 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本フェンオール株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本フェンオール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,863,053	流動負債	2,263,216
現金及び預金	4,645,999	支払手形	78,881
受取手形	22,757	電子記録債務	55,195
電子記録債権	1,339,054	買掛金	448,257
売掛金	661,985	工事未払金	200,045
完成工事未収入金及び契約資産	929,123	1年内返済予定の長期借入金	135,920
製品	299,884	未払金	188,914
仕掛品	334,089	未払費用	97,734
原材料	1,566,255	未払法人税等	64,714
前払費用	55,138	未払消費税等	87,910
その他	12,664	契約負債	278,402
貸倒引当金	△3,899	預り金	57,532
固定資産	7,598,546	工事損失引当金	74,860
有形固定資産	1,485,899	製品保証引当金	421,972
建物	721,185	解体撤去関連引当金	53,463
構築物	55,549	その他	19,410
機械装置及び運搬具	96,053	固定負債	858,640
工具器具備品	121,738	長期借入金	168,460
土地	433,346	役員株式給付引当金	15,654
建設仮勘定	58,024	資産除去債務	45,800
無形固定資産	87,840	繰延税金負債	438,701
ソフトウェア	82,380	製品改修関連損失引当金	187,323
その他	5,459	その他	2,700
投資その他の資産	6,024,806	負債合計	3,121,856
投資有価証券	3,587,871	純資産の部	
関係会社株式	2,193,552	株主資本	12,559,235
前払年金費用	123,853	資本金	996,600
敷金保証金	115,879	資本剰余金	1,460,517
会員権	1,600	資本準備金	1,460,517
その他	3,500	利益剰余金	10,515,817
貸倒引当金	△1,450	利益準備金	103,589
資産合計	17,461,600	その他利益剰余金	10,412,228
		別途積立金	1,677,055
		繰越利益剰余金	8,735,173
		自己株式	△413,700
		評価・換算差額等	1,780,508
		その他有価証券評価差額金	1,780,508
		純資産合計	14,339,743
		負債・純資産合計	17,461,600

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
製品売上高	5,242,674	
完成工事高	4,054,625	9,297,299
売上原価		
製品売上原価	3,782,536	
完成工事原価	2,328,236	6,110,772
売上総利益		3,186,526
販売費及び一般管理費		2,455,513
営業利益		731,012
営業外収益		
受取利息及び配当金	97,592	
保険配当金	11,023	
経営指導料	3,600	
その他	4,135	116,352
営業外費用		
支払利息	12,899	
為替差損	14,547	
その他	869	28,316
経常利益		819,048
特別利益		
製品改修関連損失引当金戻入額	199,645	
投資有価証券売却益	57,508	
その他	19,200	276,353
特別損失		
解体撤去関連引当金繰入額	53,463	53,463
税引前当期純利益		1,041,938
法人税、住民税及び事業税	217,570	
法人税等調整額	79,300	296,870
当期純利益		745,067

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

日本フェンオール株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 英 樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 脇 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本フェンオール株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

日本フェンオール株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 芳広 ㊟

監査役 佐久間 清光 ㊟

監査役 田口 善之 ㊟

(注) 監査役 佐久間清光及び監査役 田口善之は、社外監査役であります。

以上

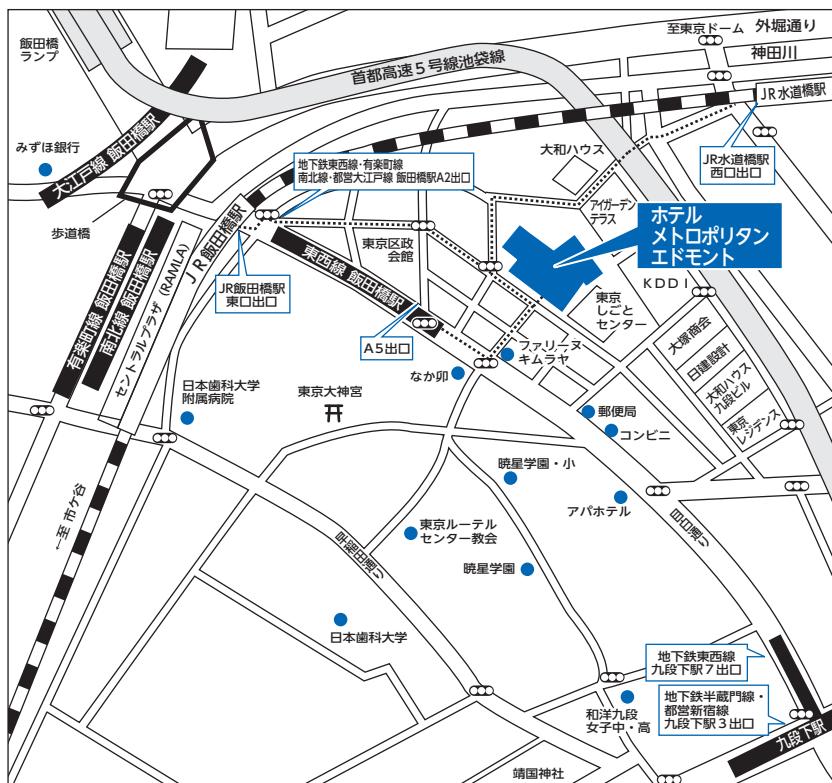
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 3階「千鳥」の間
TEL 03-3237-1111

最寄駅

- ・ JR総武線「飯田橋駅」東口より徒歩5分
- ・ JR総武線「水道橋駅」西口より徒歩5分
- ・ 地下鉄東西線「飯田橋駅」A5出口より徒歩2分
- ・ 地下鉄有楽町線・南北線・都営大江戸線「飯田橋駅」A2出口より徒歩5分
- ・ 地下鉄東西線「九段下駅」7出口より徒歩5分
- ・ 地下鉄半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」3出口より徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。